

# 欧州評議会・言語政策部門の活動成果と今後の課題 —— plurilingualism 概念のもつ可能性 ——

山川智子

## 1. はじめに

欧州評議会 (Council of Europe, Conseil de l'Europe) は、人権、民主主義、法の支配という価値観を共有する西欧10か国<sup>1</sup>の加盟で1949年に発足し<sup>2</sup>、2007年8月時点で欧州連合 (EU) 27か国を含む47の加盟国からなる組織である。ヨーロッパの「民主主義の学校」<sup>3</sup>とも評される欧州評議会は、主に人権保障システムの改革、少数民族問題、教育、文化、言語問題などに関わる活動を行っている。

発足当時の西欧諸国の人々にとって「ヨーロッパ」<sup>4</sup>という枠組みは自明のものではなかった。そのため、「ヨーロッパ・アイデンティティ」の育成や加盟諸国間での相互理解・文化交流の拡大などが必要とされた<sup>5</sup>。その際の要となるのは言語学習であるという認識<sup>6</sup>のもと、言語政策に関する活動は50年代から地道に続けられてきた。こうした活動はEUが90年代以降になってから取り組みはじめたことである。

欧州評議会での言語政策に関する研究活動は、現在「言語政策部門 (Language Policy Division)」<sup>7</sup>が中心となって行われている。この部門の近年の活動成果として、2001年に *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment*.<sup>8</sup> (以下、CEFRと略す) という文書がまとめられている。その際、言語学習に対する考え方である plurilingualism<sup>9</sup> という概念が改めて定義された。

「言語政策部門」の関心領域はヨーロッパ以外の地域 (たとえば、南アフリカ、カナダ、オーストラリア) にも及んでいる<sup>10</sup>。日本人研究者による欧州評議会の訪問・政府間の公式会議への参加などにより、日本における言語政策およびその研究に関しても、この部門は関心を寄せている。この部門の取り組みは、日本での言語教育や海外での日本語教育の様々な場面でも活用されはじめており、CEFRは多くの言語教育関係者から注目されている。日本語訳<sup>11</sup>も出版され、CEFRに関する様々なプロジェクト<sup>12</sup>や研究会が設立され、シンポジウムも開催<sup>13</sup>された。というのは、CEFRがヨーロッパ言語を基盤として作成されたものであるにもかかわらず、普遍的な言語教育の理念をも示唆しているからである<sup>14</sup>。とはいえ、このCEFRを活用するうえで重要な概念である plurilingualism の解釈に関してなど、いくつかの重要な点が、日本だけではなくヨーロッパにおいても議論が尽くされているとは言い難いのも現状である。

本稿ではまず、欧州評議会・言語政策部門の活動を歴史的に振り返るとともにCEFRの意義を述べる。さらに、plurilingualism を史的に位置付け、「言語権」思想との関わりを考慮しながら、この概念をどう解釈するかを考察する。続いて、こうした考え方がフランス、スイスと国境を接するドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州 (Baden-Württemberg) の教育政策に与えた影響を概観する。「国」を基準とすると

「周辺地域」とされる国境地域もヨーロッパ統合の観点から再考すると新たな役割を担うようになる<sup>15</sup>と考えられるからである。最後に、この部門の活動成果を日本で議論する意義について考えたい。

## 2. ヨーロッパ統合における欧州評議会の位置付け

ヨーロッパを他の地域から際立たせているのは、その言語的多彩さである。厳密に言えば、文字を持つ複数の有力言語の存在が言語の多様性を成立させているのである<sup>16</sup>。たとえばEUは、文書の翻訳作業が煩雑になるにもかかわらず、全加盟国の公用語をEUの公用語としている。この背景には母語に対する認識の深さがあり、さらに翻訳そのものが文化であり言語的多様性を守ることが文化の豊かさの実現につながるという思想があるからである<sup>17</sup>。

こうした言語の多様性、それに必然的に伴う言語学習に関して、人々はどう受け止めているのであろうか。欧州委員会 (European Commission) の教育・文化担当部門が2005年11月5日から12月7日にかけて実施した言語意識調査がある。当時のEU加盟国 (25か国) とブルガリア、ルーマニア、クロアチア、トルコの15歳以上の市民、28694人を対象にして行われ、結果は2006年2月に発表された。その報告書 (Special Eurobarometer 243/Wave 64.3)<sup>18</sup>によると、83%の人々が、母語に加えてもう一つのヨーロッパ言語を「話せるべきである」と考えているが、実際に一つの異言語を「話すことができる」のは56%、二つの異言語を「話すことができる」のは28%である。母語だけを話すと言っているのは44%にのぼる。異言語学習の必要性を感じながらも現実には思うようにはいかないということであろう。異言語の習得はヨーロッパ市民にとっても多大な労力を必要としていることがこの調査結果からも読み取れる。多様な言語が存在するからこそ、市民が母語の重要性を認識し、さらに異言語話者との交流に関して対策を講じるための発想をもつことが必要なわけである。

では言語問題を論じるということは、ヨーロッパでは一般にどのような扱いを受けているのであろうか。ヨーロッパ統合が経済的な統合から始まったために、言語問題はEUでは教育政策の一環として扱われており、それほど積極的には取り込まれていなかった。少数言語をめぐる個人の権利や国の義務の法規範化などに関しては、欧州評議会が進めてきたのである<sup>19</sup>。とはいえ、EUが抱える政治経済の諸問題を解決するには言語問題は避けて通れないものである。マーストリヒト条約以降、EUと欧州評議会はゆるやかな連携を保ちつつ活動している。経済統合と政治的な協力関係の構築が進んだヨーロッパにおいて、さらなる課題は教育における統一基準の作成である。これも現在はポローニャ宣言を経て実行に移されている。ヨーロッパ内での留学が活発になるとともに言語能力の証明、評価基準の透明性がますます必要とされるようになった。言語教育には政治が大きく関わっているという認識のもと、国民国家という枠組みをこえた活動が欧州評議会を中心に今後もさらに活発に行われていく必要がある。欧州評議会の長年の活動は、21世紀に入り、その意義

が広く知られるようになった。たとえば、ドイツにおける言語教育の定評ある研究書<sup>20</sup>の2006年出版の第3版<sup>21</sup>では、欧州評議会の近年の活動成果が詳しく紹介されている。これは言語教育関係者たちから多くの関心がこの活動に寄せられていることを示すものであろう。

### 3. 言語政策部門の活動の変遷

#### ①現代語学習の推進に向けて

1950年前後のヨーロッパでは、戦争によって途絶えていた国際交流や異言語学習の機会を復活し、さらには学習方法を改善する必要性が求められていた<sup>22</sup>。文化、教育に関する活動を進めるため、欧州評議会は1954年12月19日、「ヨーロッパ文化協定」(1955年5月5日施行)に署名をし、これにより、現代語学習の推進へと舵を取ることとなる。協定の第2条では、ヨーロッパ市民は自身の言語以外にも、他の加盟国の言語(languages)・歴史(history)・文明(civilisation)を学ぶことが奨励され、そのための学習を推進できるよう評議会が便宜をはかることが取り決められた<sup>23</sup>。1957年、フランス政府の提案でヨーロッパの現代語学習を推進する専門委員会が創設され、初の政府間のシンポジウムがパリで開かれた。ヨーロッパ諸国の協力関係を築き、言語研究と言語教育との連携を確立するといった一連の活動が、現在の「言語政策部門(Language Policy Division)」の前身である「現代語部門(Modern Languages Division)」の設立につながった。

こうした他の加盟国の「現代語」学習推進の背景にあるのは、かつてのヨーロッパにおける「古典語」重視の伝統と国民意識高揚のための「母語」教育への反省である。たとえばプロイセンでは、ベルリン・フンボルト大学(ウィルヘルム・フォン・フンボルトらによって1810年に設立)の影響のもとで、古典主義と人文主義を重視する教育があった。古典文献学による人間性の育成という考えから、当時はギリシャ語やラテン語といった古典語教育が重要視されていた<sup>24</sup>。大学におけるこうした教育は、大学進学希望者が学ぶギムナジウムでの言語教育にも影響を及ぼした。ギムナジウムでも古典語教育が重視されたのである<sup>25</sup>。プロイセンによるドイツ統一の後には、「古典語」偏重教育に対し、「ドイツ語」教育を重視すべきであるという意見が持ち上がり激しい議論が行われた<sup>26</sup>。1891年、ヴィルヘルム2世は古典語偏重を改め「ドイツ語」を重視することを宣言し<sup>27</sup>、ギムナジウムではドイツ語の授業時間が増え、古典語の授業時間が大幅に削減された。「ドイツ」という国家および民族名称は、「ドイツ語」という言語表記から派生したもので<sup>28</sup>なので、「ドイツ語」を教えることは同時に「ドイツ精神」を教え込むことを意味していたわけである<sup>29</sup>。

古典語偏重教育、また国民意識高揚のための母語教育という偏った言語教育が、第二次世界大戦後ヨーロッパで改めて見直されることとなった。欧州評議会は、母語と近隣地域の「現代語」学習の推進へと言語教育の方向転換を図るための活動に力を入れていくことになる。

## ② Threshold Levelの出版とその広がり

「現代語」学習の重要性が確認されたヨーロッパにおいて、さらなる課題は移民との平和的共生であった。そのためには互いの言語・文化を理解しあうことが最優先の課題となった。異文化理解への関心が具体的に行動に移されたのは1970年代のことである。経済成長を遂げる中、外国人労働者人口が増加し、成人移民の言語学習の重要性が認識された。これ以降の基本方針は、ヨーロッパ市民の複数言語使用を奨励することや学習目標・評価基準を具体的に記述していくことにあった。この時期はユネスコの1974年勧告(ユネスコ国際教育勧告)が発表されるなど、世界的に見ても言語・文化政策、異文化教育において発展を遂げた時期である。

そのきっかけとなったのが、1971年5月にスイスのルシュリコン(Rüschlikon)で開かれた、成人の言語教育に関するシンポジウムである。これに続いて、学校外教育委員会が成人の言語学習における共通の評価基準を作成する研究会を立ち上げた。主な基本原則として、教授法や教材の使用、学習者の到達度評価、フィードバックの提供などについて統一基準を設けることが取り決められた。さらに教育行政者、計画立案者、教材作成者、試験官、学校調査官、教員養成者、教員が同じ目標・評価基準をもって取り組むことが確認された<sup>30</sup>。

このような経緯を経て、日常生活の具体的な場面を想定した学習形態の雛形が開発されることとなる。その英語版として、J.A. van Ekをはじめとする言語学者たちによる成人の現代語学習用の*The Threshold Level in a European Unit/Credit System of Modern Language Learning by Adult*。(以下、Tレベルと略す)が1975年に出版された。Tレベルは英語が日常生活でコミュニケーションの手段として用いられている地域で、日常生活の具体的な場面を想定し、学習者が自ら行動するには言語をどう使用すれば適切かという具体例を示す文書である。どのような知識と技能を身につける必要があるかということ、さらに到達度レベル等が具体的に記述されている。Tレベルは個人の複数言語使用を支援する文書であり、英語版に続きヨーロッパの各言語版も作成された<sup>31</sup>。

1977年から81年にかけては、「現代語プロジェクト」期間とされ、それまでの活動の成果が中等教育、職業教育、成人教育、移民教育の領域で適用されていった。その中でTレベルよりも基本的な教材*Waystage*<sup>32</sup>が作成された。この教材は、欧州評議会の後援のもと、イギリスのBBC、ドイツの北ドイツ放送協会(Norddeutscher Rundfunk)とバイエルン放送協会(Bayerischer Rundfunk)共同製作の番組*Follow me!*の準備教材となった。*Follow me!*は最初に、ドイツ・オーストリア・スイスの市民大学(Volkshochschule)の英語講座に活用されるものとして1979年に放送がはじまり、その後60以上もの国で5億人の視聴者を数えるほどの大成功を収めた<sup>33</sup>。1980年代は、国の枠を越えた連携がさらに強化されるとともに、教員研修の重要性が認識された頃でもある。コミュニケーションを重視した現代語学習のいくつかのプロジェクトが実行されるなど、さらなる改革が行われ、新しいメディアの利用に関する研究や学習者中心の教育スタイルの研究も進んだ時期であった。1984年から1987年にかけては、国際的なワークショップが36回開かれるなど、精力的な活動が行われた<sup>34</sup>。

### ③東欧の政変の影響——「ヨーロッパ現代語センター」の設立

1990年前後の中東欧の政変により、こうした地域からのヨーロッパ文化協定への加盟や、続いて欧州評議会への加盟も増加した。また、それまでの活動が多岐にわたっていたことなどの事情も重なり、言語政策活動のための新たな拠点が必要になった。1994年4月、オーストリアのグラーツ(Graz)に、8カ国(オーストリア、フランス、ギリシャ、リヒテンシュタイン、マルタ、オランダ、スロベニア、スイス)の協力により、「ヨーロッパ現代語センター」(The European Centre for Modern Languages:ECML)が設立された。欧州評議会の加盟国でなくとも参加が可能な組織であるこのセンターは、2007年8月時点で33カ国が加盟している。1997年12月までの試行期間内の活動が評価され、このセンターは常設組織となった。現代語に関する欧州評議会の活動は、政策決定機関としての役割を担う本部のストラスブルと、政策実施機関としての役割を担うグラーツの二つの拠点を構えたことになる。

### ④CEFR(欧州共通参照枠)の作成

言語政策に関する研究の進行に伴って、専門家間の対話も発展してきたかと言うと、そうでもなかった。主に国による教育制度の違いが障害となっていたのである。こうした状況を改善するため、Tレベルに次ぐものとして、plurilingualismという考え方<sup>35</sup>を取り入れたCEFRが作成され、2001年に出版された<sup>36</sup>。これは、1991年の政府間シンポジウムでのスイス政府の提案を糸口に、1996年に初版、1998年に改訂版が発行され、その後多くの議論を重ねた末に出来上がったものである<sup>37</sup>。国内の言語問題で様々な局面に対処してきたスイスの提案がCEFR作成に結びついたことは偶然ではないだろう<sup>38</sup>。

CEFRは英語版とフランス語版でまず出版された。ドイツ語版<sup>39</sup>は、ドイツ・オーストリア・スイスの研究者たちの共同作業により作成された。さらにCEFRで提案された能力記述文作成も、ドイツ語に関しては他の言語に先駆けて*Profile deutsch*<sup>40</sup>という文書に収められたことで実現した。移民受け入れ国であることを自認し<sup>41</sup>、移民の言語学習にも積極的に取り組み始めているドイツが、欧州評議会の活動に対して素早く反応を示した一つの例と言えよう。2007年8月時点では31言語(うち5言語は翻訳版)で出版されており、さらに5言語で出版される予定である<sup>42</sup>。

CEFRは言語教育における教材、シラバス、試験などの作成にあたっての一定の基準(共通参照レベル)を示した文書で、学習者、教員、教材・試験作成者、教育行政関係者など言語学習に関わるすべての人々に必要な情報が、「包括性(comprehensive)」「透明性(transparent)」「一貫性(coherent)」を満たすように網羅されている。参照の「枠組み(framework)」を示し、ある特定の型にはまった基準を設けるのではなく、様々な可能性を示すことで現場に対応した言語教育を目指すものである。この文書には、多様なコミュニケーション場面において必要な言語表現が具体的に記述されている。言語習得レベルが3段階(aレベル「基礎段階にある言語使用者」、Bレベル「自立した言語使用者」、Cレベル「熟達した言語使用者」)に分けられ、それぞれの段階がさらに二つに区分され、学習・評価基準の一例が示されている。また、数字ではなく能力記述文による評価法が採用され、「その言語で何がで

きるか」を確認することで言語能力が測られようとしている。

ここで重要なのは、CEFRが「しかできない」という否定的な能力の記述ではなく、「ができる」という肯定的な能力の記述を目指していることである。肯定的記述は、特にAレベルではCレベルに比べて、否定的記述よりも工夫を要する。たとえば、「普通の速さの会話は理解できない」という否定的表現を肯定的にすると、「相手がゆっくり繰り返し、言い換えたりしてくれ、また自分が言いたいことを表現する際に相手が助けてくれるのならば、簡単なやりとりをすることができる」という表現になる。「できる」ための環境設定を具体的に明示する必要があるわけである。手間がかかるが、学習者と教員が言語能力に関する評価の基準を共有することで、CEFRの目的の一つ「透明性」を満たすことになるわけである<sup>43</sup>。この肯定的表現を目指す背景には、生涯学習を推進しようという欧州評議会のねらいがある。学習者の動機付けを高め、言語を使用する場面での具体的な条件を明確にすることで、学校教育を終了してからの学習に弾みを与えようとしている。

#### ⑤「ポートフォリオ」という発想

CEFRではまた、学習者自らが学習過程を自己管理することのできる文書の作成が提案された。この文書が「ヨーロッパ言語ポートフォリオ (The European Language Portfolio: ELP)」である。学習者個人が学習記録を自ら記述し保管しておくことにより、学習への動機付け、学習効果を高めようという考えに基づいている。「ポートフォリオ」の起源はルネサンス時代に遡る。当時は、芸術家や建築家が自らの作品の特徴を書き込んだ文書、作品資料が「ポートフォリオ」であった。こうした文書をファイルに綴じ、仕事の際に証明として提示するほか、ファイルに保管してある過去の資料を提示することで自身の履歴書の役割を果たしていた<sup>44</sup>。欧州評議会はこれを言語学習に応用し、ポートフォリオに三つの領域を設けている。具体的には「言語パスポート (language passport)」「言語学習履歴 (language biography)」「作品集 (dossier)」といったものである。この三つの要素を兼ね備えたポートフォリオを、各地の現状に対応させながら作成することが奨励されている。しかし、このポートフォリオはまだ試行段階にあり、形式的で硬さを残している。自分の能力、学習履歴を評価者に効果的にアピールするというポートフォリオ本来の意義がまだ発揮されていないという指摘もされている<sup>45</sup>。活用される場所での状況(学習者の年齢や言語・文化的背景)に適應したものを作成するのが課題となっている。

#### ⑥拡大ヨーロッパに向けての挑戦

欧州評議会の活動には、人・物・貨幣・サービスの移動に伴う、複数の言語話者間のコミュニケーションを円滑にするという現状を意識した具体的側面の他に、複雑化する社会における言語問題を考察していこうという意欲的・挑戦的側面もある。

こうした挑戦的側面は、部門の名称変更や概念への名づけといった行為にも現れている。「言語政策部門」の旧称は「現代語部門」であった。これは第二次世界大戦後、国家間の相互理解のためには、「古典語」よりもむしろ近隣諸国の「現代語」の相互学習に重点を置かなければならないという意識から生まれたものであることは先

に述べたとおりである。しかし、21世紀に入り、EU拡大の動きとともに人・物・貨幣・サービスの移動が活発になり、実際に使用される現代語の相互学習が必要不可欠かつ当然のこととなった。このような状況になると、かつて「古典語」に対して用いられていた「現代語」という名称の独自性が薄れ、2002年「現代語部門」は「言語政策部門」に改称された。「言語政策」という名称は、「言語」と「政治」は切り離しては考えられないことを示唆している<sup>46</sup>。

さらに、CEFRには、作成当初は「CEF」という略語が与えられていた。しかし皮肉なことに、この文書に注目が集まることによって、一知半解のまま利用されることや、権威付けのために用いられることも少なからずあった<sup>47</sup>。CEFは本来、言語教育の様々な場面での参照枠として作成されたものである。欧州評議会はこの文書があくまでも「参照するもの（reference）」であり、強制力を持つものではないことを改めて示すため、「R」を入れた「CEFR」を略語として用いるようになった。時代や社会的背景を考慮しつつ、柔軟性のある活動を欧州評議会は続けているのである。

## 4. ”plurilingualism” という概念<sup>48</sup>

### ① 背景——「言語権」思想との関わり

異なる言語話者同士が相互理解の上で共生をはかろうと思えば、互いの言語を多少なりとも理解できる能力があるのが望ましいのは言うまでもない。この能力を敢えて意識するのは難しいが、欧州評議会は、こうした能力もまた肯定的に捉えられるべきで、それを個人が意識化することが必要だと表明している。それ故、欧州評議会はいかなるレベルの言語能力であれ、それを肯定的に評価することを可能にする発想に plurilingualism という名称を与え、その定義を CEFR の中で紹介した。この plurilingualism という考え方の背景には、自身の言語を守るとともに他者の言語を尊重するという「言語権」<sup>49</sup> 思想がある。「言語権」はそれが侵害されやすい少数者や少数言語の権利として理解されることが多い。母語を用いる権利、学びたい言語を希望する言語で学ぶ権利もこれに含まれる。

「言語権」概念の由来は19世紀に遡ることができる。この権利を認めた憲法の例としては、1867年12月<sup>50</sup>に制定されたオーストリア＝ハンガリー帝国憲法<sup>51</sup>があげられる。この第19条には、すべての民族的少数者の民族性と言語を維持する権利、教育機関・行政・生活面における自身の言語の権利などが認められる、ということが明記されている<sup>52</sup>。当時は、言語によって人の思考方法や世界観が異なるという言語相対論が登場し、多様な言語の存在を認めることが世界観の多様性を生み出し、豊かさに繋がると考えられはじめた時期でもある。第二次世界大戦後はファシズムによる人権侵害の再現を防ぐことが求められ、1945年の国際連合憲章、1948年の世界人権宣言には、基本的人権の一つとして言語の権利が加えられている。しかし、人権を全ての範囲にわたって守ろうとすることは、かえって少数者の保護を相対的に軽視してしまう結果となった<sup>53</sup>。1970年以降、「言語権」を含む少数者の権利に関心が集まり、民族的少数者、宗教的少数者ととともに、言語的少数者の権利も認められ

るようになった<sup>54</sup>。この動きは1987年にブラジルのレシフェで出された言語権に関する宣言(A Declaration of Recife)<sup>55</sup>、1996年の世界言語権宣言(Universal Declaration of Linguistic Rights)<sup>56</sup>へと続く。

個人の「言語権」を完全に保障するということは、しかしながら困難な課題である。それならば、日々の言語使用に対する人々の意識を高め、それを言語学習の際にも応用することができないか。こうした問題意識のもと、欧州評議会は少数言語の権利を認めるための「欧州地域語少数言語憲章(European Charter for Regional or Minority Languages)」を1992年10月2日に採択した。その署名と批准は加盟国にゆだねられており、2007年9月時点では33か国がこの憲章に署名し、うち22か国では批准を終えている。さらに、言語学習・教育における plurilingualism という考え方を打ち出し、独自に定義づけをしたわけである。ちなみに国連は、2008年を「国際言語年」とするべく提唱をした。こうした提唱は法的な拘束力を持つものではないが、人々の言語意識を喚起するものとして評価されるべきものである。

## ② plurilingualism をどう解釈するか

CEFRでは、plurilingualismを「個人」の領域、multilingualism<sup>57</sup>を「社会」の領域とみなしている<sup>58</sup>。そして、「複数言語」を使用する「個人」が集まった「社会」が、「多言語」社会であると定義している。このように定義される以前は、用語としてよく使用される multilingualism の理解も研究者の判断に委ねられており、曖昧な部分を残したまま、ことばだけがひとり歩きしていた。そこで欧州評議会は、multilingualismとして一括りにされてきた概念に対して、言語学習における心理的な要素や態度、さらに他者との関わりをより意識した新たな概念の呼称 plurilingualism を打ち出したのである。

もう少し具体的にみてみたい。CEFRの定義によれば、個人における multilingualism とは幾つかの言語を別々に、それぞれの母語話者レベルの能力を目標として、学校で正規に学ぶことの方に重点をおく。これに対し plurilingualism はそれぞれの言語を、個人の体験や生活の必要に応じて使い分けようとする態度の方に重点をおく。CEFRでは、「聞く」「話す」「読む」「書く」といった能力の他に「交流する(interaction)」能力が「話す」能力を補完するものとして加えられている。これは「交流する」能力には総合的な能力が求められる、ということの意味している。つまり、相手との関係や交流する場の状況にあわせて行動する能力の重要性が認識されているのである<sup>59</sup>。Plurilingualism という考え方には、こうした様々な能力の必要な部分を、時と場合に応じて柔軟に発揮できる能力や態度の育成を目指すことも含まれている。つまり、「部分的能力(partial competence)」を意識し、どの能力を優先的に習得すべきかを学習者が明確に意識できるようにしている。たとえばパイロットであれば、いかなる騒音の中でも管制塔とのやり取りを完全に理解できる能力が求められる<sup>60</sup>。そのような訓練は通常の言語教育ではあまり考えられないが、学習者の仕事に応じて学習法が異なる一例である。

CEFRではまた、入門レベルの言語能力を駆使して、異言語話者間を取り持つ「通訳」の役割を果たす人物の存在も意識されている。また、非言語要素(身振りな



ど)を用いて何とか交流しようとする気持ちが重要であることも強調されている。この考え方の根底には、学習者を「社会的に行動する者・社会的存在 (social agents)」と認識する欧州評議会の姿勢がある。いわゆる「行動主義的言語習得」と言われるもので<sup>61</sup>、学習者個人が社会生活の中で課題を遂行していく存在であることを明確にしている。こうした視点からみると、plurilingualismは生活上の言語体験でヨーロッパ市民が実感している意識であり、もちろん、新たに「特効薬・万能薬」として登場した考え方ではないことが分かる。しかし、こうした意識に plurilingualism という名称を与え、市民にはっきりと意識化させようと試みたことで、言語学習への態度を見直すきっかけを生み出したことは確認しておきたい。

### ③課題と展望

様々な成果を収めている欧州評議会ではあるが、対処すべき課題もある。たとえば、活動の目的・意図が理解されぬまま、成果が表面的にのみ利用されてしまうことがあげられる。plurilingualismの定義づけに関わった研究者たちも、概念の曖昧さが多様な解釈を許容してしまうことを懸念していた<sup>62</sup>。また、欧州評議会が2005年春に行った調査の際には、CEFRはその哲学や理念において大きな可能性を持つが、本質的な意味においてほとんど理解されることがなく、単なる試験の手段としてのみ使用されているという見解が寄せられた<sup>63</sup>。この見解からは、実践以前の、理念や目的の明確化がまだ不十分であることが読みとれる。plurilingualism 概念のもつ可能性を理解し、さらなる議論に発展させるために必要なことは、この考え方が教育政策にどう反映され、教育現場でどう理解されているかを把握することである。

## 5. 国境周辺地域での取り組み

### ①近隣諸国の言語の学習

言語政策部門の取り組みは、国境周辺地域に位置するドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州の教育政策にどう反映しているのであろうか。ドイツは地理的にもヨーロッパの中心にあり、EU内で最も多くの母語話者を抱える国である<sup>64</sup>。複数の異言語教育にも積極的で、plurilingualismの考えに則った教育を進めようとしている。とりわけバーデン・ヴュルテンベルク州では、2004年の教育改革以降はCEFRで示された基準を導入するなど、先進的な言語教育政策を推進していることを文部省の公式文書でも表明している<sup>65</sup>。

ドイツの教育制度は原則として小学校教育(多くの州では、6歳から10歳までの4年間)に続いて中等教育がある。中等教育は基幹学校、実科学校、ギムナジウム、(州によっては総合制学校もある)に分かれており、それぞれに合わせたカリキュラムで体系的に将来の職業に結びつく教育が行われている。1955年、旧西ドイツでの常設文部大臣会議で締結された「デュッセルドルフ協定」では、学校教育における「第一外国語」は原則として英語と決定された。しかし、1957年にフランスとの関係が強いザールラント州が連邦に編入されて以降はこの協定も柔軟化し<sup>66</sup>、教育政策

は州の「文化高権 (Kulturhoheit)」を尊重し、連邦レベルで調整を図りつつ、カリキュラムの決定は州に一任されている。

バーデン・ヴュルテンベルク州では、アネッテ・シャヴァーン (Annette Schavan) 前文部大臣 (現在はドイツ連邦教育研究大臣) の任期中 (1995-2005)、二つの大きな教育制度の改革があった。一つは、小学校1年生からの異言語教育の導入に踏み切ったことである。これは2003/2004年度から適用されている。もう一つは、ギムナジウム卒業年限が「9年制」から「8年制」へと短縮化されたことである。これは2004/2005年度に進学した生徒から適用されている<sup>67</sup>。

近年、この州では異言語教育に対する姿勢を見直し、新たな改革にのりだす動きも見え始めている。これには、文化的・言語的背景の異なる人々の間での交流が活発になり、教育・文化の領域においても新たな課題が生じていることが背景にある。そのため児童・生徒たちには、他の民族・文化・言語に対する関心を高めるために母語以外の言語で意思疎通ができることが求められている。さらに、異言語の生涯学習への動機付けを高めることも必要とされている<sup>68</sup>。小学校では、異なる言語を話す身近な人々に接し、その話しぶりを模倣しながら異言語を学ぶ。フランスと国境を接するというこの州の地域性から、ライン川上流地域の学校ではフランス語、それ以外の地域の学校では英語が選択されている。しかし近年、学校の言語採択と子供の両親の希望が一致しないことも少なくなく、課題を抱えているのも事実である<sup>69</sup>。

中等教育における異言語教育の目的は、小学校で学習した言語の知識をより深めることで、将来の仕事に直結する能力を身につけることにある<sup>70</sup>。中等教育機関のひとつ、「8年制」となったギムナジウムでは、小学校で学習した言語 (英語もしくはフランス語) を「第一外国語」として継続して履修し、ギムナジウムの1年目 (5年生) もしくは2年目 (6年生) から「第二外国語」 (英語・フランス語・ラテン語・ロシア語から選択) を履修する。能力のある生徒は4年目 (8年生) から、他の生徒は6年目 (10年生) から「第三外国語」 (英語・フランス語・ラテン語・ギリシャ語・ロシア語・スペイン語・ポルトガル語・イタリア語・中国語・ヘブライ語・日本語・トルコ語から選択) を自由科目として履修することができる。この他、必修ではないが古典語 (ラテン語・ギリシャ語) も奨励されている<sup>71</sup>。学校によって選択できる言語は異なるものの、異言語教育に積極的な姿勢は共通している。

## ②学ぶ内容を重視した異言語教育

異言語を社会科学系授業の媒介言語として採用しようと努力しているのも、ドイツの特徴である<sup>72</sup>。この取り組みは、学習者を社会的に行動する者とみなす「行動主義的言語習得」の適用と言えるであろう。バーデン・ヴュルテンベルク州の教育現場においては、欧州の歴史の歩みの中に言語教育を位置づけるべく、社会科学系科目における2言語教育 (母語と異言語) の取り組みが地道に普及されつつある。この州のギムナジウムでの2言語使用教育は歴史が古く、1969年に遡る<sup>73</sup>。この背景には1963年締結の独仏条約 (エリーゼ条約) の存在がある。独仏の協力関係の重要性が認識され、異言語教育の根本的な見直しが始まり、両国の教育・文化・青少年交流に変化をもたらした。その中から、歴史を互いの言語で学ぶことで相互理解を

深めるとともに、言語運用能力を養成しようという動きが現れた<sup>74</sup>。この動きは、歴史教育が民主主義社会における市民の活動に多大な影響を与えるものと認識した上で、言語教育と歴史教育との連携を図ろうとする欧州評議会の姿勢<sup>75</sup>にも通じる。2言語を使用して社会科学系科目の授業を行うことの目的は、異文化理解能力の育成の他にも、経済・文化・政治などの領域における異言語での理解・表現能力の育成にある<sup>76</sup>。こうした教科間の連携が必要な2言語教育を可能にしているのは、ドイツの教員養成のあり方(2教科での教員資格取得制度)が影響している<sup>77</sup>。

この州の436校のギムナジウムのうち、2007年2月時点で、43校ではドイツ語・英語、15校ではドイツ語・フランス語を用いて、社会科学系科目の授業が行われている。たとえばフライブルクには、ドイツ語を母語とする生徒とフランス語を母語とする生徒が共に通う、ドイツ＝フランス＝ギムナジウム(Deutsch-Französisches Gymnasium Freiburg)という学校がある。この学校は、フライブルク以外に、ザールブリュッケン(Saarbrücken)とフランスのビュック(Buc)にある二つの学校と連携しており、歴史(Geschichte)、地理(Geographie)、社会科(Gemeinschaftskunde)の授業をドイツ語とフランス語の2言語で実施している。はじめの3年間はそれぞれの母語で授業が行われ、4年目(8年生)以降はドイツ語が母語の生徒はフランス語で、フランス語が母語の生徒はドイツ語で学ぶ。そして最終的には関連するテーマについての知識を両言語で獲得することが目的とされている<sup>78</sup>。この三つの学校では、両国の生徒に共通の歴史認識を持たせることを目指し、2007/2008年度から独仏共同歴史教科書<sup>79</sup>を採用している。

## 6. 言語政策部門の取り組みを日本で議論する意義

### ① 国民国家意識に対する反省と学際的研究への試み

plurilingualismという考え方をはじめとする言語政策部門の取り組みを、日本という文脈で議論するということは、どのような意味を持つのであろうか。ヨーロッパでの議論における問題意識とは確かに異なるであろうし、受容のされ方や人々の意識にも大きな相違があるであろう。しかし、CEFRに日本でも多くの注目が集まっている今、日本の立場から言語政策部門の取り組みを論じ、比較検討することには重要な意義があると考えられる<sup>80</sup>。その理由を本稿では二つあげたい。

まず一つは、明治維新後の日本の言語政策もヨーロッパの言語政策から影響を受けており、その歴史的な意味を振り返る必要があるからである。当時の日本の言語政策は現在でも、たとえば「国語」という名称をめぐる論争などに影響を及ぼしている。「国語」を帝国臣民の「精神的血液」になぞらえた理論は、上田万年(1867-1937)がかつてのヨーロッパの言語イデオロギーを日本に輸入したものである<sup>81</sup>。上田は、プロイセンの国民意識高揚のためのドイツ語学習推進という考え方を日本の「国語」教育の普及に応用できると考えていた<sup>82</sup>。さらに、日本の植民地での言語政策にもヨーロッパからの影響があった。保科孝一(1872-1955)<sup>83</sup>は「国家語」制定こそが多民族多言語国家が存続する道であると確信し、日本の植民地であった朝

鮮半島における言語政策の模範を当時のヨーロッパに求め、各地の言語政策を分析した。また保科は、ドイツ領ポーゼン州に対するプロイセン＝ドイツの言語政策に、日本の植民地朝鮮に対する言語政策の指針を見出した<sup>84</sup>。ポーゼン州が教育においてもドイツの統治下に入ったのは当然のことであり、ポーランド人にとって歓迎すべきものであると主張したドイツの姿勢を、保科は日本にも応用できると考えたのである<sup>85</sup>。こうした一連の言語政策研究が、かつての日本ではヨーロッパの影響を受けて行われていた。それ故、戦後のヨーロッパが国家主義的な考え方の反省から欧州評議会という組織を発足させ、言語政策にいかん意欲のかつ柔軟的に取り組んできているかを分析し、その成果を日本との関わりにおいて考察することで、歴史的歩みの中に現在の政策があることを認識することができる。

二つ目の理由としては、教育の分野で教科の枠をこえた連携を考える際にも、言語政策部門の知見から参考のできる部分が多いことがあげられる。ヨーロッパ統合という歴史的出来事は、ヨーロッパの言語教育にも大きな変革をもたらしている。欧州の政治的側面と市民の内的・文化的側面ともいえる言語問題の双方にまたがる領域を扱う研究や、それを実践に結び付ける試みも欧州評議会の後援のもと、ヨーロッパで行われている。一方、日本の言語教育においては「語学の孤立」「専門教育の孤立」「教養の孤立」という「三つの孤立」が問題点として指摘されている<sup>86</sup>。どれ一つが欠けていても、個人が言語を駆使して社会的活動をより効果的に遂行するのは難しい。教育条件、母語と学習言語との間の言語的距離など、確かに日本とヨーロッパでは異なることも多い。しかし、こうした面においても、言語政策の視点から考察する必要がある。近隣諸国との連携を考える際には、歴史教育における議論から導き出された知見を言語教育の議論でも参考にする必要があるであろう。また、たとえば「議論で使用されるのはどの言語か」ということを考える際には言語政策も関係してくるので、言語政策的な視点から歴史教育をめぐる議論に参加する方法を考察していく必要があるであろう。

21世紀は、国民国家的な言語イデオロギーを払拭し、近隣諸国との言語教育における連携を考える時期である。1990年の入管法の改正に伴い外国人登録者数も増加し、一般の人々にとっても日本語を母語としない外国籍市民が身近な存在となった。彼らの母語は主に中国語・韓国朝鮮語・ポルトガル語・スペイン語などであり、日本社会における言語を取り巻く状況も大きく変化している。言語政策を学術的に議論するための「日本言語政策学会」が2002年に設立されるなど、学際的な研究を進めるための基盤が整いつつあるので、今後の研究成果が期待されるところである。

## ② plurilingualism の理解に向けて

本稿で敢えて日本語訳ではなく原語 plurilingualism を使用した意図を述べたい。これはヨーロッパにおいてもまだ人々が「意識化」している概念とは言えない。それ故日本で議論する際には、もう少しこの概念の解釈・使用について慎重になるべきであると考えている。熟慮することなく日本語訳、つまり「日本語の名称」を与えてしまうと、概念の本質から離れて日本語の「名前」が一人歩きしてしまう懸念がある。欧州評議会でも部門の名称や文書の略語に工夫を凝らし、今後の意欲的な試みを重

ねあわせていることは本稿第3節で述べたとおりであるが、この概念の日本語の定訳を決めるにはさらなる議論が必要であろう。

plurilingualismの日本語訳を考察するにあたって、これまで頻繁に用いられてきたmultilingualismという考え方について、日本語訳と概念の位置づけについて触れておこう。multilingualismは、日本語では「多言語主義」と表現されることが多い。この用語は「主義」というイデオロギー的な意味合いの他にも、多言語を使用しているという事実やその状況を示すことも多いので、さらに「多言語使用」・「多言語状況」という訳語も考えられる。場合に応じて使い分ける必要があろう。multilingualismと同様に、plurilingualismの日本語訳としては「複数言語主義」の他にも、「複数言語使用」「複数言語状況」という訳語が考えられる<sup>87</sup>。ちなみに、CEFRの日本語訳では「複数言語主義」という訳語が用いられたので、その訳語が今日では普及している。pluri-という語幹の意味を考慮するならば、「複数」という意味合いをはっきりさせる「複数言語主義」が適切であろうし、「多言語」に対することばとしてなら「複言語主義」も視覚的な語感としてはうなずける。議論の余地がある所以である。こうした点に関する議論を積み上げていくことは、plurilingualismの理解をより深化させ、さらには日本の言語政策を論じる際にも資するものであると考えられる。

## 7. おわりに

欧州評議会設立時に関する研究<sup>88</sup>により、「ヨーロッパ・アイデンティティ」が自明のものでなかった50年代のヨーロッパにおいて欧州評議会が果たした役割の意義が近年見直されつつある。当時の政治的取り組みが確認される中で、あらためて言語政策活動の意義が問い直されている。国民国家的イデオロギーの反省から、戦後は言語教育に新たな政治的な意味を与え、人の移動が活発になる中での相互理解に向けた異言語教育が推進されてきた。教授法などのいわゆる「権威」に頼りきるのではなく、学習者が自分の力で行動し、常に批判的に自己の学習をも省みようという趣旨に基づいて提案されたのがCEFRやポートフォリオである。さらに、言語学習に関する発想を意識化させるため、漠然としていた概念にplurilingualismという名前を与え、人々の意識にのぼらせたことは時代の象徴とも言えよう。特に国境周辺地域では、社会科学系の授業との連携を図りつつ、言語教育に内容を持たせる試みがなされ、今後の成果に期待がかかっている。日本では、CEFRにおさめられた評価基準への関心が高まっているが、それをを用いる前にCEFRの理念や完成までの歴史的背景をおさえる必要がある。というのも、ヨーロッパにおいてもいまだ試行錯誤を重ねている段階であるからである。そのため本稿ではこの部分に焦点を当てた。

このような観点から日本におけるplurilingualismを考察した場合、近隣諸国の人々や日本に住む日本語を母語としない人々とどのように接するべきかという問題提起が必然的に発生する。近隣諸国の様々な言語や日本に住む外国籍市民の言語を意識すれば、むしろ「英語」が、地理的、歴史的そして言語的にいかに離れた言語であるかということに気がつく。「気づく」ことは一見、些細なことにみえるが、異言語

話者との交流の際には、こうした問題意識への「気づき」が、たとえば顔の表情やしぐさといった非言語要素に変化をもたらし、さらにはそれが言語使用の助けにもなりうる重要な要素なのである。ヨーロッパで生み出された plurilingualism の考え方を、いかに各地域で積極的、建設的に活用してゆくかが今後の課題である。日本における CEFR やポートフォリオ活用の際の問題点とともに論証していきたいと考えている。

- 1 フランス、イタリア、英国、ベルギー、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、アイルランド、ルクセンブルク
- 2 欧州評議会発足当時の背景に関しては、上原良子「『ヨーロッパ文化』と欧州評議会の成立」日本国際政治学会編『国際政治』第129号「国際政治と文化研究」2002年2月、92-106頁を参照した。
- 3 上原、同上書、100頁。
- 4 欧州連合(EU)は、ヨーロッパの境界を定義していないが、欧州評議会はウラル山脈が位置する経度に領土がかかっているならばヨーロッパ国家であると定義している(庄司克宏『欧州連合——統治の論理とゆくえ』岩波書店、2007年、37頁)。
- 5 上原、同上書、100-101頁。
- 6 Council of Europe, *50 years of the European Cultural Convention. Review of European Cultural Cooperation*. 2004, S.11.
- 7 2002年に「現代語部門(Modern Language Division)」からこの名称が変わった。
- 8 Council of Europe *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment*. Cambridge University Press, 2001. この文書の呼び方としては、日本では「CEFR」以外に「欧州共通参照枠」という表現も用いられている。
- 9 “plurilingualism”は本稿では日本語訳を使わず、敢えて原語で表記している。これに関しては本稿の第6節で述べる。
- 10 南アフリカに関しては、Alexander, Neville, *Language Education Policy, National and Sub-National Identities in South Africa*. Language Policy Division. DG IV-Directorate of School, Out-of-School and Higher Education, Council of Europe, Strasbourg. 2003. カナダに関しては、Churchill, Stacy, *Language Education, Canadian Civic Identity and The Identities of Canadians*. Language Policy Division. DG IV-Directorate of School, Out-of-School and Higher Education, Council of Europe, Strasbourg. 2003. オーストラリアに関しては、Lo Bianco, Joseph, *A Site for Debate, Negotiation and Contest of National Identity: Language Policy in Australia*. Language Policy Division. DG IV-Directorate of School, Out-of-School and Higher Education, Council of Europe, Strasbourg, 2004.
- 11 吉島茂・大橋理枝(他) 訳編『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』朝日出版社、2004年。
- 12 CEFRプロジェクトの報告書として、ヨーロッパ日本語教師会・国際交流基金(2005)による、『日本語教育国別事情調査——ヨーロッパにおける日本語教育と Common European Framework of Reference for Languages』がある。
- 13 CEFRの試みを広める催しとしては、日本でも昨今、「日欧国際シンポジウム：これからの外国語教育の可能性——CEFRが拓く可能性を考える」(大阪外国語大学:2006年3月5日)、「日本語教育スタンダードの構築をめざす国際ラウンドテーブル(第3回)」(国際交流基金:2006年3月25日)などが開催されている。地道な活動に支えられて、CEFRの存在が知られ始めている。
- 14 欧州評議会の言語政策の理念に関しては、山川智子「多言語共生社会における言語教育——多様な言語への気づきをきっかけに」大津由紀雄・編著『小学校での英語教育は必要ない』慶応義塾大学出版会、2005年、161-181頁に詳述した。
- 15 Raasch, Albert, *Europe, Frontiers and Languages*. Language Policy Division. DG IV-Directorate of School, Out-of-School and Higher Education, Council of Europe, Strasbourg. 2003. 木村護郎クリストフ「隔てる国境からつなく国境へ——ドイツ東部国境地域における言語環境構築の諸相」宮島喬

- 『西欧諸国における地域分権・地域主義の動向とその社会・文化的影響』平成15～16年度科学研究費補助金・基盤研究B(1) 海外学術調査・研究成果報告書、2005年、101頁。
- 16 田中克彦、ハラルト・ハールマン共著『現代ヨーロッパの言語』岩波書店1985年、14頁。地球上の6912言語のうち、ヨーロッパの言語数は239言語でわずか3.5%を占めるにすぎない(Gordon, Raymond G., Jr. (ed.), *Ethnologue: Languages of the World*, Fifteenth edition. Dallas, Tex.: SIL International. 2005, Online version: <http://www.ethnologue.com/>). しかし、インターネットの言語別統計(利用者の言語別人口の割合、ウェブ上のコンテンツに使用されている言語の割合)を見ると、ヨーロッパ言語が大きな割合を占めている。ヨーロッパ言語の多様性は文字を持つ言語で示されていることが理解できる(Global Reach, Global Internet Statistics: by Language <http://www.glbreach.com/globstats/index.php3>)。
  - 17 原聖『ヨーロッパの多言語主義について』『日本語教育新聞 欧州版』EIC Japanese Language College, 2003年7月15日発行、2頁。
  - 18 “European and Languages” [http://europa.eu.int/comm/public\\_opinion/archives/eb\\_special\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/public_opinion/archives/eb_special_en.htm)
  - 19 Phillipson, Robert, *English-Only Europe? Challenging Language Policy*, London, Routledge, 2003, S.3, 中村民雄『EU法と言語への権利の保障』桂木隆夫編著『ことばと共生——言語の多様性と市民社会の課題』三元社、2003年、56頁。脇阪紀行『大欧州の時代——ブリュッセルからの報告』2006年、14～20頁。
  - 20 Edmondson, Willis J., Juliane House, *Einführung in die Sprachlehrforschung*, A. Francke Verlag Tübingen und Basel, 2006
  - 21 この研究書は、1993年に初版が、2000年に増補版が出版されている。
  - 22 Trim, John, „Interview mit John Trim anlässlich des 10-jährigen Bestehens des Europäischen Fremdsprachenzentrums des Europarates in Graz“ Europarat, (2005) <http://www.coe.int>
  - 23 Council of Europe, *European Cultural Convention, Paris, 19.12.1954*, European Treaty Series-No.18
  - 24 イ・ヨンスク『国語という思想——近代日本の言語認識』岩波書店、1996年、111頁。
  - 25 Townson, Michael, *Mother-tongue and fatherland, Language and politics in German*, Manchester University Press, 1992, S.96.
  - 26 Townson, a.a.O., S.97.
  - 27 理由としては、「若きギリシャ人やローマ人を育てるのではなく、若きドイツ国民を育てるべきである」ことが挙げられた。O. Lyon, „der Kaiser über den deutschen Unterricht“, *Zeitschrift für den deutschen Unterricht*, 5, 1891, S.82.
  - 28 Townson, Michael, a.a.O., S.77. ちなみに他の主なヨーロッパ諸国の言語は、それぞれの国や民族を示す固有名詞から名付けられている。こうした点から考えても、ドイツにとっての「ドイツ語」の位置づけは特別なものであったことが理解できる。(Amsterdamska, Olga, *Schools of Thought*, D.Reidel Publishing Company, 1987, S68. を参照した。)
  - 29 1901年のプロイセンの中等教育の手引きには、ドイツ語教育は宗教教育や歴史教育に次いで、「ドイツ的なもの」のために貢献するべきであると記されている(Roth, Klaus-Hinrich, “Deutsch” Prolegomena zur neuen Wortgeschichte, Wilhelm Fink Verlag München, 1978, S.441.)。また、1925年のプロイセンの中等教育におけるドイツ語教育の手引きには、ドイツ語教育の目的は、生徒たちの話す能力、書く能力を訓練するだけでなく、ドイツ的なものを感じ、ドイツ的に考えることを目的とする、と記されている(Roth, a.a.O., S.81.)。
  - 30 Trim, John, *The work of the council of Europe in the field of Modern Languages, 1957–2001*. European Centre for Modern Languages, Council of Europe, 2001, S3. Trim, John L.M. *Modern Languages in the Council of Europe 1954–1997*, Language Policy Division, Council of Europe, 2005, S.15.
  - 31 ドイツ語版では1980年に *Kontaktschwelle* が作成された。日本における英語教育にも活用するため、英語版からの翻訳も行われている(米山朝二・松沢伸二訳『新しい英語教育への指針——中級学習レベル<指導要領>』、大修館書店、1998年)。
  - 32 Van Ek, Jan, Alexander, L.G., *Waystage, an intermediary objective below Threshold Level in a*

- European unit/credit system for modern language learning by adults*, Council for Cultural Co-operation of the Council of Europe, 1977
- 33 van Ek, J.A., Trim, J.L.M., *Waystage 1990*, Cambridge University Press; Rev Sub edition, 1999, S.1-3.
- 34 Trim, 2001, a.a.O., S.4.
- 35 この概念については本稿4節で詳述している。
- 36 CEFRが出版された2001年は「欧州言語年」と制定され、ヨーロッパの言語的多様性を擁護する活動の年ともなった。この活動は欧州評議会が提唱したもので、後に欧州連合(EU)も加わることになる。生涯を通して母語の他に2つの言語を学習することを目指し、学習法や教授法の改善が推進された。また毎年9月26日が「欧州言語日」と定められ、複数の言語学習促進に関わる多くの催しがヨーロッパで開かれた。ヨーロッパ以外の地域に与えた影響も大きく、日本でも、2001年5月11日に、国際交流基金フォーラム(赤坂)で国際シンポジウム「欧州言語年2001年:言語の多様性—文化の柱、コミュニケーションの架け橋」(駐日欧州委員会代表部、EU加盟15カ国の各大使館および文化会館、国際交流基金、朝日新聞社主催)、2002年1月26日、27日に、日仏会館(恵比寿)で日欧シンポジウム「ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか——2001欧州言語年を振り返る」(多言語社会研究会、日仏会館主催)が開催された。
- 37 四釜綾子・松尾馨「多様性に応じたドイツ語テスト」国立国語研究所編『世界の言語テスト』くろしお出版、2006年、97頁。
- 38 スイスは地域によって言語が異なる多言語国家で4つの国語を持つ。そのうち公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語で、「準公用語」がロマンシュ語である。ロマンシュ語がスイスの「国語」になったのは、1938年の国民投票によってである。これにはファシズムの侵略から国家を守るための政治的要因が働いている。「準公用語」となったのは1996年に再改定された憲法で保障されてからである(森田安一「物語 スイスの歴史——知恵ある孤高の小国」中央公論社、2000年)。
- 39 Goethe Institut Inter Nationes, et al. *Gemeinsamer europäischer Referenzrahmen für Sprachen: lernen, lehren, beurteilen*. Langenscheidt, 2001.
- 40 Glaboniat/Müller/Rusch/Schmitz/Wertenschlag *Profile deutsch*. Langenscheidt, 2002.
- 41 Meier-Braun, Karl-Heinz, *Deutschland, Einwanderungsland*. Suhrkamp, Frankfurt am Main, 2002.
- 42 Council of Europe, <http://www.coe.int>
- 43 能力記述文の考え方については、吉島茂「ヨーロッパの外国語教育を教育観・言語政策から見る」日本言語政策学会編『言語政策』第3号、2007年、61-81頁を参照した。
- 44 Häcker, Thomas, Wurzeln der Portfolioarbeit. Woraus das Konzept erwachsen ist. In: Ilse Brunner, Thomas Häcker, Felix Winter(Hrsg.) *Das Handbuch Portfolioarbeit*. Kallmeyer, 2006, S.27-32.
- 45 ジュヌヴィエーヴ・ザラト「『文化リテラシー』とは何か——異文化能力の評価をめぐるヨーロッパの議論から」佐々木倫子・細川英雄・砂川裕一・川上郁雄・門倉正美・牲川波都季(編)『変貌する言語教育——多言語・多文化社会のリテラシーとは何か』くろしお出版、2007年、116-140頁。
- 46 Council of Europe *Languages, Diversity, Citizenship: Policies for Plurilingualism in Europe. Strasbourg, 13-15 November 2002. Conference Report*. 2004, S.5.
- 47 Council of Europe, *Survey on the use of the Common European Framework of Reference for Languages (CEFR). Synthesis of results. December 2005*, 2006, S.5.
- 48 この概念については、山川智子「欧州評議会が近年提唱する『複数言語主義』概念について」日本国際理解教育学会『国際理解教育』Vol.11, 2005, 118-126、山川智子「『複数言語主義・使用・状況』の可能性——欧州評議会の動向とヨーロッパ・スクールの試み」リテラシー研究会編『WEB版リテラシー』3(1), 2006, 41-46. においても論じた。
- 49 「言語権」に関しては以下の文献を参考にした。Skutnabb-Kangas, Tove, Phillipson, Robert, Linguistic human rights, past and present, in: Skutnabb-Kangas, Tove, Phillipson, Robert (Hrsg.) *Linguistic Human Rights. Overcoming Linguistic Discrimination*. Mouton de Gruyter, 1994, S.71-110. 桂木隆夫「言語権と言語政策について」桂木隆夫(編著)『ことばと共生——言語の多様性と市民社会の課題』三元社、2003年、13-40頁。石山文彦「言語権と言語の『領土』」桂木隆夫、同上書、41-53頁。中村民雄「EU法と言語への権利の保障——既存の成果の検証」桂木隆夫、同上書、55-100頁。渋谷



- 謙次郎(編著)『欧州諸国の言語法——欧州統合と多言語主義』三元社、2005年。庄司博史「言語権」真田信治・庄司博史編著『事典 日本が多言語社会』岩波書店、2005年、10-12頁。
- 50 1867年12月21日の官報(Reichsgesetzblatt)142号に、Staatsgrundgesetzとして掲載された。
- 51 Staatsgrundgesetz über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger für die im Reichsrathe vertretenen Königreiche und Länder (Dezember Verfassung 1867 とも言う。)
- 52 „Reichs-Gesetz-Blatt für das Kaiserthum Oesterreich Jahrgang 1867“ S.396,Wien 1867, Signatur:II 29.149L., Stand Ort: V la
- 53 Skutnabb-Kangas, Tove, Phillipson, Robert, a.a.O., S.77.
- 54 Skutnabb-Kangas, Tove, Phillipson, Robert, a.a.O., S.77-78.
- 55 1987年に「異文化間コミュニケーションのための国際協会(The International Association for Cross-Cultural Communication)」とユネスコの主催による「人権と文化的権利に関する国際セミナー(An International Seminar on Human Rights and Cultural Rights)」で提出された。
- 56 1996年にバルセロナで開催された世界言語権会議で採択された。
- 57 本稿では、plurilingualismと同様、multilingualismも、敢えて原語のまま表記した。ドイツ語では、それぞれ Mehrsprachigkeit, Vielsprachigkeit と訳されている。
- 58 CEFR, a.a.O., S.14.
- 59 吉島, 同上書, 64頁。
- 60 CEFR, a.a.O., S.13.
- 61 吉島, 同上書, 75-76頁。
- 62 Council of Europe, *From Linguistic Diversity to Plurilingual Education: Guide for the Development of Language Education Policies in Europe*, 2003, S.37.
- 63 Council of Europe, *Survey on the use of the Common European Framework of Reference for Languages (CEFR). Synthesis of results. December 2005, 2006*, S.5.
- 64 “European and Languages” [http://europa.eu.int/comm/public\\_opinion/archives/eb\\_special\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/public_opinion/archives/eb_special_en.htm) Gordon, Raymond G., Jr. (ed.), a.a.O.
- 65 Ministerium für Kultus, Jugend und Sport, Baden-Württemberg, *Fremdsprachen in den weiterführenden Schulen*, Februar 2007, S.2.
- 66 木村, 同上書, 107頁。Bausch, K.R., Christ, H., Krumm, H.J. (Hg.) *Handbuch Fremdsprachenunterricht* (3. Aufl.), Tübingen, A. Francke, 1995.
- 67 この州では義務化される以前にも、すでに、7つのギムナジウムで8年制を導入していた。もともとバーデン・ヴュルテンベルク州では、能力のあるギムナジウム生徒には、修学年数を9年から8年に短縮して卒業させるという政策 (Schulversuch „Gymnasium mit achtjährigem Bildungsgang“) を、1991年から実行していた。(Baden-Württemberg, *Allgemein bildendes Gymnasium- achtjähriger Bildungsgang*, 25.07.2006)
- 68 Ministerium für Kultus, Jugend und Sport, Baden-Württemberg, a.a.O., S.1.
- 69 杉谷, 同上書, 270頁。
- 70 Ministerium für Kultus, Jugend und Sport, Baden-Württemberg, a.a.O., S.3.
- 71 Ministerium für Kultus, Jugend und Sport, Baden-Württemberg, a.a.O., S.4. ここには、ラテン語やギリシャ語は大学での研究にも役に立つこと、たとえば医学、薬学、法学を勉強する場合、ラテン語やギリシャ語の知識が前提とされていることなどが説明されている。
- 72 本稿では、バーデン・ヴュルテンベルク州の公立のギムナジウムの例を挙げるが、ドイツには、公立、私立を問わず、様々な方式の2言語教育が行われている学校が存在する。たとえば、「パートナー言語」制度を導入したベルリン州立ヨーロッパ学校 (Staatliche Europa-Schule Berlin)、主にEU機関で働く職員の子供たちが通うヨーロッパ・スクール (European School: ドイツ国内には3校) においても、主に社会科学系の科目の授業を外国語で行っている。こうした学校における教育に関しては稿を改めて論じる。
- 73 杉谷眞佐子・高橋秀彰・伊東啓太郎「EUにおける『多言語・多文化』主義——複数言語教育の観点から言語と文化の統合教育の可能性をさぐる」関西大学外国語教育研究機構『外国語教育研究』第10

- 号、2005年、35-65頁。
- 74 杉谷・高橋・伊東、同上書、42頁。また、杉谷・高橋・伊東は、Otten, E/Thürmann, Eらの編集による、*Spotlight on History*. (Vol.2, Berlin,2001)の記述を参照しつつ、たとえば、英語・ドイツ語での歴史教育において、大規模なボグロム事件がドイツ語では”Reichskristallnacht”「帝国水晶の夜」と「美的」に表現されているのに対し、英語では一般に”Night of the Broken Glass”と表現されていることを学習する、ということを紹介している。
- 75 Europarat, *Der Europarat. 800 Millionen Europäer*. 2006, S.71.
- 76 杉谷・高橋・伊東、同上書、43頁。
- 77 杉谷眞佐子「ドイツ連邦共和国」大谷泰照・林桂子・相川眞佐夫・東眞須美・中原勝昭・河合忠仁・竹内慶子・武久文代(編著)『世界の外国語教育政策・日本の外国語教育の再構築にむけて』東信堂、2004年、257-285頁。
- 78 Deutsch-Französisches Gymnasium Freiburg, <http://www.dfglfa.net>
- 79 2003年1月、独仏エリーゼ条約調印40周年記念の独仏青少年議会に参加した両国の高校生たちの発案を、当時の政府首脳(シラク大統領とシュレーダー首相)が支持したことがきっかけとなり、両国の関係者たちによって作成された。
- 80 言語権や言語政策に関する論文を執筆している桂木隆夫は、「言語権思想や多言語主義の政策枠組が、ヨーロッパで受容されつつあるのと同様な仕方でも、日本社会に受容される可能性は低い。だがこのことは、これらの考え方を日本社会で論じるのは無意味だということではない。」と述べる。桂木隆夫(編著)『ことばと共生——言語の多様性と市民社会の課題』三元社、2003年、36頁。
- 81 「国語」という思想に関しては、イ、同上書、また、真田・庄司、同上書、などを参照した。
- 82 イ、同上書、112-113頁。
- 83 保科孝一の言語政策研究に関しては、イ、同上書、を参照。
- 84 イ・ヨンスク(1996)は、保科孝一『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』(朝鮮総督府、1921年)について、「プロイセン＝ドイツの言語政策を論じた研究書として現在でも十分参照するに足るものである」と評価している。研究史の上からみると、この本は、Helmut Glück(1979)の*Die preussische-polnische Sprachenpolitik*に「半世紀以上先立って、社会言語学的観点から著された興味深いプロイセン言語政策史」であるという(イ・ヨンスク、同上書、235-236頁)。
- 85 イ、同上書、231-234頁。
- 86 吉村謙輔「専門職者の育成のための融合的ドイツ語教育」日本独文学会ドイツ語教育部会編『ドイツ語教育12』2007年、62-75頁。
- 87 山川、同上書、2006年。
- 88 上原、同上書など。

## Der Ansatz der sprachenpolitischen Abteilung des Europarates und deren Perspektive —— Interpretation und Möglichkeiten des Konzeptes „Plurilingualismus“ ——

Tomoko YAMAKAWA

Nach dem Zweiten Weltkrieg entwickelte der Europarat die kultur- und sprachenpolitischen sowie die menschenrechtliche Dimension der europäischen Erweiterung. Zu den wichtigsten Aufgaben des Europarates gehören der Schutz der Menschenrechte, die parlamentarische Demokratie und die Rechtsstaatlichkeit. Darüber hinaus fördert der Europarat die Entwicklung und das Bewusstsein für die kulturelle Identität und Vielfalt Europas. Um die Menschenrechte und die kulturelle Identität und Vielfalt zu schützen, kommt der Erziehung eine entscheidende Aufgabe zu. Dabei ist der Sprachenunterricht maßgebend, weil er ein Element des individuellen Allgemeinbildungskonzepts ist. Besonders spielt die sprachenpolitische Abteilung (Language Policy Division) des Europarates eine große Rolle für die Sprachenpolitik und den -unterricht in Europa. Als diese Abteilung 1957 gegründet wurde, war der Name dieser Abteilung „Moderne Sprache“ (Modern Languages Division). Damals wurde dieser Begriff gebraucht, um zu bekräftigen, dass man die moderne Sprachen für wichtiger hielt als die klassische Sprachen. Im Jahre 2002 wurde der Name der Abteilung in „Sprachenpolitische Abteilung“ geändert, weil viele die Signifikanz der modernen Sprachen erkannt hatten und diese nicht mehr hervorgehoben zu werden brauchte. Es sollte eher betont werden, dass es eine Verbindung zwischen dem Sprachenunterricht und der Politik gibt.

Um die Qualität der Kommunikation unter Europäern mit unterschiedlichem sprachlichem und kulturellem Hintergrund zu verbessern, erarbeitete der Europarat 2001 einen Referenzrahmen (*Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment*; Abk. CEFR). Der Referenzrahmen ist ein Ergebnis langjähriger Arbeit des Europarates und stellt nach den überarbeiteten Fassungen (1996, 1998) eine gemeinsame Basis für die Entwicklung von zielsprachlichen Lehrplänen in ganz Europa dar.

Das Konzept „Plurilingualismus“ ist ein wichtiges Element, um den Referenzrahmen anzuwenden. Dabei unterscheidet man „Plurilingualismus“ von „Multilingualismus“. Im Referenzrahmen bezieht sich „Plurilingualismus“ auf die Mehrsprachigkeit eines Individuums und „Multilingualismus“ auf die einer Gesellschaft. Laut Referenzrahmen begünstigt die Entwicklung einer mehrsprachigen Kompetenz des Menschen das Leben im vielsprachigen Europa. Das Konzept „Plurilingualismus“ berücksichtigt die Koexistenz vieler Sprachen beim jeweiligen Lernenden und wirft häufig die Frage nach der Stellung der englischen Sprache auf. Das Konzept beinhaltet den „Schutz der Muttersprache“ und „die Wichtigkeit des Fremdsprachenlernens“. Diese Denkweise folgt aus dem Recht des Menschen auf die eigene Sprache (Linguistic Human Right). Das vom Europarat entwickelte Konzept „Plurilingualismus“ beruht auf der Geschichte des Rechtes des Menschen auf die eigene Sprache.

---

Das Konzept „Plurilinguismus“ hat viele Möglichkeiten bei der Anwendung auf z.B. den Schulunterricht. Die Sprachenpolitik des Europarates soll auch einen Einfluss auf das Bildungssystem des Bundeslandes Baden-Württemberg haben, da es an der französischen Grenze liegt. Der Kontext des Nationalstaats verliert in dieser Grenzregion an Signifikanz, wohingegen der europäische Kontext an Signifikanz gewinnt, besonders auch im Hinblick auf die EU-Erweiterung. Das Ziel des Fremdsprachenunterrichts ist die Entwicklung der Sprachlernkompetenz der Kinder und Jugendlichen und die Motivation zu lebenslangem Fremdsprachenlernen. Idealerweise lernen sie lebenslang, wie Informationen in anderen Sprachen gewonnen werden und wie man sich auf anderssprachige Menschen einstellen kann. Ab dem Schuljahr 2003/2004 wurde der Fremdsprachenunterricht ab der ersten Klasse eingeführt, im Gebiet Oberrhein wird Französisch und in anderen Gebieten Englisch unterrichtet.

Laut dem Europarat hat der Geschichtsunterricht besondere Auswirkungen auf das Wissen, die Fähigkeiten und die Einstellung der künftigen Bürger einer demokratischen Gesellschaft. Durch die Erfahrung, z.B. Geschichte in einer Fremdsprache zu lernen, bekommen die Schüler eine neue Perspektive für das Leben in Europa und die Möglichkeit mit dem Abitur das Fachvokabular in beiden Sprachen zu beherrschen. Im achtjährigen Gymnasium in Baden-Württemberg haben die Fremdsprachen eine wichtige Funktion. Schülerinnen und Schüler lernen mindestens zwei Fremdsprachen, wobei in diesen Fremdsprachen auch Fachunterricht (z.B. Geschichte, Geographie und Gemeinschaftskunde) erteilt wird.

Inwiefern ist „Plurilinguismus“ als eine europäische Antwort auf nicht-europäische Gesellschaften z.B. auf Japan übertragbar? Das Konzept des „Plurilinguismus“ könnte das Sprachbewusstsein der Japaner erweitern, insbesondere könnte es dazu beitragen die Beziehung zwischen der Politik und dem Sprachenunterricht zu verdeutlichen. Es gibt auch in Japan sprachliche Minderheiten, die Japanisch nicht gut beherrschen und meistens Chinesisch, Koreanisch, Portugiesisch und Spanisch als Muttersprache haben. Das Zusammenleben von Menschen mit unterschiedlichem sprachlichem und kulturellem Hintergrund ist auch in Japan eine große Herausforderung. Eine nationalistische Denkweise wird mit dem Konzept „Plurilinguismus“ relativiert. Das Konzept des „Plurilinguismus“ sollte auch zur Förderung der Bedeutung der Sprachenpolitik in Japan beitragen. Um im Hinblick auf die Vielfalt der Kulturen und Sprachen zukunftsfähige Konzepte für die Sprachenpolitik zu entwickeln, wird der intensive Dialog zwischen verschiedenen Verantwortlichen in Erziehung und Politik nötig sein.